

岬町町立保育所、学童保育室及び保健センター照明
設備LED化ESCO事業
提案募集要項

令和8年7月
大阪府泉南郡岬町

目次

1. 趣旨.....	1
2. 事業の目的.....	1
3. 事業名称及び内容等.....	1
4. 応募条件.....	3
5. 応募に関する留意事項.....	4
6. 事業者選定の流れ.....	5
7. スケジュール	6
8. 審査及び通知等.....	8
9. 提示条件.....	9
10. 事業の実施に関する事項.....	13
11. 契約に関する事項.....	15
12. 参加表明提出書類及び作成要領.....	16
13. ESCO 提案書類・作成要領.....	18
14. 審査会(プレゼンテーション)に係る電子データ等.....	20
15. 配布・閲覧資料.....	20
16. その他注意事項.....	21
17. 会議及び協議.....	21
18. 事務局.....	21

1. 趣旨

大阪府泉南郡岬町(以下、「町」という。)は、「岬町町立保育所、学童保育室及び保健センター」の照明設備の改修を効率的・効果的に実施し、施設の省エネルギー化を図るために ESCO (Energy Service Company) 事業を活用した提案を公募する。

本募集では、民間事業者(以下、「事業者」という。)から、設計、施工、監理、運転管理方針及び維持管理等に関する一括提案(以下、「提案」という。)を受けるために公募を行い、町にとって最も優れていると考えられる提案を選定する。最も優れている提案を行った事業者(以下、「優先交渉権者」という。)は、町と契約締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合のみ契約締結し本事業を実施する。

ただし、本業務委託は、令和8年度の起債等の財源が確保されなかった場合には、提案を募集したことに留まり事業化は行わない。

2. 事業の目的

本事業は、

- ア 環境負荷の低減及びエネルギーマネジメントの推進
- イ 光熱費及び維持管理費の効果的な削減
- ウ 老朽化した設備更新による長寿命化対策を行うことを目的とする。

3. 事業名称及び内容等

(1) 事業名称

岬町町立保育所、学童保育室及び保健センター照明設備LED化ESCO事業

(2) 契約方式

ギャランティード セイビングス契約

(事業者が提案する事業に要する設備改修に要する費用は、本町の自己資金を活用します。設備改修の出来高を検査の上、検査に合格した出来高に相当する額をESCOサービス料(改修工事サービス料)として支払います。検査に合格した当該設備は本町に引き渡して頂きます。)

(3) 事業内容

事業者は、町と締結する契約に基づき、対象施設において省エネルギー率とCO2削減率をなるべく高く実現させる包括的エネルギーサービス(以下、「ESCOサービス」という。)を提供し、町はESCOサービスに対する報酬(以下、「ESCOサービス料」という。)を支払う。

(4) 提供するサービス

事業者は、町と結ぶ契約に基づき契約期間内において自らが行った提案を基に設計・施工・監理した省エネルギー改修設備等(以下、「ESCO設備」という。)を導入し、設備の運転管理の助言、維持管理、光熱費削減額やエネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含むESCOサービスを提供する。

(5) 運転管理及び維持管理

事業者は、契約期間内において、自らの責任でESCO設備の運転管理等及び省エネ

ルギー保証のために必要な維持管理（定期点検等）の計画を示し、町の承諾の下に維持管理を行うものとする。併せて、ESCO 設備及び町の既存設備等に関する運転指針を示し、事業者及び町は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行う。

(6) 計測検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果を保証するものとする。

(7) ESCO 設備の取り扱い

事業者は、ESCO 設備に係る設計・工事の完了検査後、町に ESCO 設備の引き渡しを行う。

(8) ESCO サービス料

ア 改修工事等サービス料限度額 19,157,000 円(消費税込み) (内、町立保育所及び学童保育室分 9,706,000 円、保健センター分 9,451,000 円)

※ 詳細診断費、設計費、工事費、工事監理費、計測機器設置費等に係る実質の限度額。

イ 維持管理等サービス料限度額 119,000 円(消費税込み/1 年分)×1 年 (内、町立保育所及び学童保育室分 91,000 円、保健センター分 28,000 円)

※ ESCO 設備導入後の定期点検、計測・検証、光熱費削減保証に係る費用を含む。

※ 上記ア及びイに示す各施設内訳金額がそれぞれ上限額。

(9) ESCO サービス期間

ESCO サービスの契約期間は、(14) 事業スケジュールのウ、エに示すとおりとする。

(10) 指定改修設備

必ず更新改修等を要する設備は、照明設備の LED 照明化更新(原則、器具本体を更新)する。

(11) 任意改修設備

その他、必ず更新改修等を要する設備ではないが、任意提案を受けた場合は審査で評価を行う。ただし、照明設備以外の提案は不可とする。

(12) 対象施設

施設名： 岬町立淡輪保育所
岬町立深日保育所
岬町立多奈川保育所
岬町立深日学童保育室
岬町立保健センター

(13) 業務の範囲

事業者が行う ESCO サービスの業務範囲は、次のとおりとする。

ア 省エネルギーに関する詳細診断、設計、工事、工事監理及びその関連業務

イ 工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務

ウ 改修工事等サービスの完了検査後の町への ESCO 設備の引き渡し業務

エ 契約期間内における ESCO 設備の運転及び維持管理業務

オ 契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の運転管理指針作成及び助言業務

カ 契約期間内における省エネルギー量の計測 検証業務

キ 契約期間内におけるエネルギー削減量の保証業務

(14) 事業スケジュール

- ア 優先交渉権者の決定 令和8年9月下旬
- イ 契約の締結 令和8年10月中旬(予定)
- ウ 改修工事等サービス期間 契約締結日～令和9年3月31日
- エ 維持管理等サービス期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日(1年間)

4. 応募条件

(1) 応募者

応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ(複数の企業の共同)とする。グループで応募する場合は、次の応募者の役割で示す事業役割を担う代表者を1者選定すること。グループでの参加表明時は、構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。応募者は、提案に係る諸手続(応募を含む。)及び契約に係る諸手続を行うこと。

(2) 応募者役割

応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が、次の役割を分担すること。

- ア 事業役割 町との対応窓口となり、契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。
- イ 設計役割 設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。
- ウ 建設役割 建設に関する業務を全て実施する。
- エ その他役割 上記ア～ウ以外の運転、維持管理、計測 検証、運用改善等に関する業務を実施する。

事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を町に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、町に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企業の代表者は、町との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。下請け業者や協力事業者等の選定の際は、岬町入札参加資格者名簿(建設工事又は物品・役務)に登録されている者のうち岬町内に本・支店又は営業所を有する者を優先して選定すること。

(3) 応募者資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

- ア 応募者は、p16「12. 参加表明提出書類及び作成要領」に示す提出書類により、本 ESCO 提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 応募者は各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には補償措置を講じることができる者であること。
- ウ 応募者は、ESCO 設備改修後のエネルギー削減量及び光熱費削減額を計測・検証することができる者であること。
- エ 事業役割を担う応募者は、過去に省エネルギー保証に伴う ESCO 事業の実績(提案のみを除く。)があり、事業役割を担う応募者が複数ある場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。
- オ 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士(建設、電気、電子、

機械、又は衛生工学)若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、又はこれらに類する資格者が所属する者であること。ただし、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替えに該当する場合、それに準ずることとする。

カ 建設役割を担う応募者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る建設業の許可(一般建設業または特定建設業の許可)を受けた者であること。なお、建設役割を担う応募者は、工事を適切に施工するため、主任技術者または監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。

(4) 応募者の制限

本募集要項公表の日から提案書提出日までの間に、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 公表の日から提案書提出日までの期間に建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- ウ 公表の日から提案書提出日までの期間に岬町建設工事請負業者指名停止基準に基づく入札参加(指名)停止の措置を受けている者
- エ 公表の日から提案書提出日までの期間に岬町が行う契約からの建設工事暴力団対策措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けている者
- オ 岬町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者
- カ 商法(明治32年法律第48号)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- キ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- ケ 国税及び本町税を滞納していない者
- コ 不正な手段を用いて本ESCO事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- サ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

5. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権及びその取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。町は本公募以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約を締結した時点で著作権は町に帰属する。

(3) 特許権等の使用における責任の所在

ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

(4) 町からの提示資料の取り扱い

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、町が変更を認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、町が変更を認めたときはこの限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 提案書を無効とする。

(10) 町内事業者の活用

本事業の実施に当たって、工事施工については、岬町入札参加資格者名簿（建設工事又は物品・役務）に登録されている者のうち岬町内に本・支店又は営業所を有する者を可能な限り活用すること。

6. 事業者選定の流れ

(1) 参加資格要件の審査及び提案要請

参加表明をした応募者の参加資格要件を審査し、条件を満たしている場合は提案書の提出を文書で要請する。

(2) 最優秀及び優秀提案者の選定

岬町町立保育所、学童保育室及び保健センター照明設備 LED 化 ESCO 事業業務に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を 1 者及び優秀提案者を 1 者選定する。

(3) 詳細協議

最優秀提案者は ESCO 契約に向けての優先交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件（詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成を含む）について、町と詳細協議を進めるものとする。なお、本協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

(4) 事業者の選定

町は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が整った場合に当該優先交渉権者と契約

を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案者を優先交渉権者と定め同様の詳細協議を行う。

7. スケジュール

本公募等に係るスケジュールは次の表のとおり。なお、変更があった場合は町ホームページに掲載する。

日 程	内 容
令和8年7月1日	公募開始(町ホームページ及び公告)
令和8年7月1日～8日	募集要項に関する質疑受付期間
令和8年7月13日	同質疑に関する回答
令和8年7月22日まで	参加表明書の受付期限
令和8年7月29日(予定)	参加資格審査通知及び提案要請書の送付
令和8年8月3日～7日	現地ウォークスルー調査実施期間
令和8年8月3日～10日	現地ウォークスルー調査に関する質疑受付
令和8年8月17日	現地ウォークスルー調査に関する回答
令和8年8月24日まで	ESCO 事業提案書類の受付期限
令和8年9月中旬	審査会(プレゼンテーション)
令和8年9月下旬	最優秀及び優秀提案者の選定、結果通知及び公表
令和8年10月中旬	契約締結に向けた詳細協議及び契約締結
契約締結～令和9年3月31日	設計、工事期間(試運転調整含む)
令和9年4月1日	ESCO サービス期間の開始
令和10年3月31日	ESCO サービス期間の終了

(1) ESCO 提案募集の手続き

① 募集要項の公表

募集要項は令和8年7月1日(水)から町のホームページで公表する。

② 募集要項に関する質疑

本要項に関する質疑は、次により行うこと。

ア 質疑の方法

質疑書(様式第1号)に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。

電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和8年7月1日(水)～8日(水) 16時必着

ウ 回答方法

令和8年7月13日(月)に質疑者に対し、メールにて回答を行う。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

③ 参加表明書の提出

応募者は、次により参加表明書(様式第2号)及び資格確認書類を持参又は郵送で提

出すこと。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和8年7月1日(水)～7月22日(水) 16時必着

イ 提出場所

P21「18.事務局(問い合わせ先)」を参照

ウ 提出書類

P16「12.参加表明提出書類及び作成要領」を参照

④ 参加資格審査通知及び提案要請書の送付

参加資格審査の結果は、令和8年7月29日(水)(予定)に町から応募者(代表者)にメール等により通知する。また、資格が確認できた場合は提案要請書を送付する。

⑤ 現場ウォークスルー調査

町が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を次のとおり実施する。詳細は提案要請書等と併せて通知する。

ア 現場ウォークスルー調査の日時

令和8年8月3日(月)～7日(金)

詳細な日時は、町及び応募者と協議の上で決定する。

イ 場所

- ・ 岬町立淡輪保育所 大阪府泉南郡岬町淡輪 4535 番地の 1
- ・ 岬町立深日保育所 大阪府泉南郡岬町深日 899 番地
- ・ 岬町立多奈川保育所 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川 1624 番地
- ・ 岬町立深日学童保育室 大阪府泉南郡岬町深日 899 番地
- ・ 岬町立保健センター 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川 2424 番地の 3

ウ 内容

現地調査及び資料閲覧

⑥ 現場ウォークスルー調査に関する質疑

ア 現場ウォークスルー調査に関する質疑の方法

ウォークスルー調査に伴う質疑書(様式第1号)に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。

電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和8年8月3日(月)～10日(月) 16時必着

ウ 回答方法

令和8年8月17日(月)に質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

⑦ ESCO 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、現場ウォークスルー調査参加後、調査結果及び町が提供する P20「15.配布・閲覧資料」に示す資料等を基に P18「13. ESCO 提案書類・作成要領」に従い ESCO 提案書類を作成し、持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和8年8月18日（火）～8月24日（月） 16時必着

イ 提出場所

p21「18. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

p18からの「13. ESCO 提案書類・作成要領」を参照

⑧ 提案を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、8月24日（月）正午までに提案辞退届（様式第7号）を事務局に持参又は郵送で提出すること。

⑨ 審査会（プレゼンテーション）の開催

令和8年9月中旬に開催を予定。

ESCO 事業者の選定は公募型プロポーザル方式とし、審査委員会において、事業提案書の審査会（プレゼンテーション）を実施し、最も点数の高かった者を選定する。

プレゼンテーションに関する詳細は別途参加者へ通知する。

8. 審査及び通知等

(1) 審査及び通知

審査委員会は、別紙「岬町町立保育所、学童保育室及び保健センター照明設備LED化ESCO事業提案審査要領 表1「ESCO事業提案審査評価項目」（点数判別方式）」（以下「評価項目」という。）に基づき、総合的にESCO提案書の審査を行う。

① 応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。なお、提案者が1者の場合においても審査委員会を開催する。

② 最優秀提案者をESCO契約に向けての最優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

③ 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、メール等で通知する。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、町ホームページで公表する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限内に提出されなかった場合。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 本募集要項に違反すると認められる場合。

オ 提案による工事施工が施設の運営及び業務に著しく支障がある場合。

カ 提案の安全性、信頼性及び災害時等を含む緊急時の対応策が明確でない場合。

キ 機器の設置場所、提案内容が明らかに具体性、妥当性を欠く場合。

ク 提案募集要項の内容を十分に遂行できないと認められた場合。

ケ エネルギー削減量及び光熱費削減予定額などの数値について根拠を示せない場合。

コ 評価項目の5から12の合計が33点を下回る場合。

9. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案書類を作成すること。

(1) 提示条件

① 省エネルギー率

対象施設の照明について省エネルギー率が10%以上とする。

② 提案に関する事項

必ず更新改修等を要する設備はP2「(10) 指定改修設備」のとおりとする。

(2) 改修工事に関する共通条件

① 工事事務所は、敷地内に設置することを可能とし、材料置場、駐車場は、敷地内や既存建築物内の一部を使用可能とするが、不足する場合は事業者において確保すること。

② 改修工事は、契約締結日から令和9年3月31日までに実施すること。原則として、室内の備品等の移動は行わずに、養生を行うこと。工事中の侵入などに対する予防策として、必要に応じて警備員の配置などの措置を講じること。その他、日常の使用や業務に支障が生じないように十分配慮すること。

③ 施工のために天井改修等が必要な場合は、事業者の負担で行うこと。天井仕上げ材料は、既存材料と同等のものにこだわらないが、体裁には配慮するものとし、既存の天井との色目の違いが生じる場合は、再塗装を行うこと。

④ 事業者が設置した設備には、判別できるシールを貼付すること。

⑤ 事業者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄すること。

⑥ 石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修工事等を行う場合は、石綿含有の有無の再確認及び含有率分析の上で、処理方法及び処理費用について別途町と協議を行うこと。

⑦ 町は、事業場所において設備機器の運転管理及び保守点検を行う契約を業務受注者と締結している。事業者はESCO 契約期間中も当該設備の運転管理や保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。

⑧ 照度については、原則として既存照明と同等以上の照度を確保すること。

⑨ 改修した機器、器具の省エネルギー効果の計測 検証方法を示した上で確実に検証結果を示すこと。なお、照明器具における計測 検証方法については、IPMVP (International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測 検証議定書) や (財) 省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている手法 (「計測 検証方法の設定 (官庁施設における ESCO 事業導入実施マニュアル)」) を基に「オプションA」による簡易的手法を採用すること。

⑩ 原則器具ごとと交換を行うこととする。ただし、交換に適した器具が存在しない場合、機器交換を行わない箇所がある場合は協議の上で選定すること。

⑪ 工事に使用する機器及び材料は新品とする。ただし、仮設に使用する機材について

は新品でなくても可能とする。

- ⑫ 照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品を使用すること。
- ⑬ ISO14001 及び ISO9001 を取得した工場で製造された製品であること。
- ⑭ 光源寿命が 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品を使用すること。
- ⑮ 現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についても LED 照明器具への更新を行うこと。
- ⑯ 現状の器具が調光対応の場合は、機能を維持すること。
- ⑰ 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこととし、露出型照明器具を取り換える場合には、現状の器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- ⑱ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵・防爆仕様の器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。また、ステンレス製である場合などは、同等の仕様とすること。
- ⑲ 非常用照明器具及び誘導灯等（既存 LED を除く。）は、関係法令に基づいた仕様とすること。
- ⑳ 事業完了後のメンテナンスを考慮し、原則として同一メーカーで同一機種の LED 照明器具とすること。
- ㉑ 作業日程は、土・日曜日、祝日を基本とし、詳細は施設管理者を交えて協議し、決定する。

(3) 業務の遂行

- ① 令和 9 年 3 月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、令和 9 年 4 月 1 日から ESCO サービスを提供すること。
- ② 業務の範囲については、p2「3. 事業名称及び内容等」の「(13) 業務の範囲」に示す内容を確実にを行うこと。

(4) 設計施工に関する事項

P20「15.配布 閲覧資料」に示される資料を参考に省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱費等削減額及び計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成すること。なお、機器更新後の要求環境レベルについては、更新前の現状を維持するものとする。

(5) ベースラインの設定

① ベースラインの設定

ア 応募者は、町から提供される令和 6 年度、令和 7 年度の 2 年間のエネルギー使用量の単純平均値及び町から提供される光熱費単価を用いて設定した値（以下「ベースライン」という。）を改修計画の基礎となる応募時のベースラインとして設定すること。

イ 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、町と合意する

必要がある。

② 光熱費削減額、削減予定額並びに削減保証額の設定

ア 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示した上で、省エネルギー改修後の光熱費削減額を算出するものとし、これを「光熱費削減予定額」とする。なお、計算に用いる光熱費単価は、町から提供される単価を採用する。

イ 応募者は、光熱費削減予定額の範囲以内で、最低限保証する「光熱費削減保証額」を示すこと。また、光熱費削減保証額は「光熱費削減予定額」の80%以上とすること。

(6) ESCO サービス料の支払い等

① ESCO サービス料の上限

上限は、p2「3. 事業名称及び内容等 (8) ESCO サービス料」のとおりとする。

② ESCO サービス料の内訳

ESCO サービス料は以下に示す費用の合計とする。

ア 改修工事等サービス料

- A 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書の作成等に係る費用
- B ESCO 設備に係る工事等の設計費用
- C ESCO 設備に係る工事等費用
- D ESCO 設備に係る工事等の工事監理費用
- E その他

イ 維持管理等サービス料

- A ESCO 設備に係る維持管理（定期点検等）費用
- B 計測 検証に係る費用
- C ESCO 設備の運転管理の助言に係る費用
- D その他

③ ESCO サービス料支払期間

改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間は、p2(14)事業スケジュールウ、エに示すとおりとする。

④ 支払方法

ア 改修工事等サービス料は ESCO 設備の引渡しを受けた後、支払うものとする。維持管理等サービス料は、ESCO 契約期間を1年とし、支払い回数と時期については、町と優先交渉権者との協議によるものとする。

イ 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに町に請求書を送付すること。

ウ 町は、当該年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払うものとする。

エ 「実現した光熱費削減額」が「光熱費削減保証額」を下回る場合の当該年度分の維持管理等サービス料は、「光熱費削減保証額－実現した光熱費削減額」を維持管理等サービス料から減じた額とする。

オ 支払いは、町の通常の方法によるものとする。

カ ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉

権者と協議のうえ、「ESCO 契約書」で定めるものとする。

(7) 光熱費削減保証とベースラインの調整方法

- ① 当該年度の光熱費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因に当てはまる場合は、事業者の申出を受け、当該申出を町が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて町と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。
- ② ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこと。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法、根拠資料等を示し、町との協議により承諾を受けなければならない。
- ③ ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

(8) 運転及び維持管理に関する事項

① 運転管理方針の提示について

ア 事業者は、町との協議の上、ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備の最適な「運転管理指針」を作成すること。

イ 町及び事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、町職員又は業務受注者が運転管理を行うものとする。また、事業者が作成する運転管理指針に基づいて、町職員又は業務受注者が適切な運転管理を行えるよう、事業者が運転管理指針の教育を実施するものとする。

ウ 事業者は、既存設備に関する運転状況を町の了解のもと、必要に応じて調整し、町の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、町に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

② ESCO 設備の維持管理について

ア 事業者は、維持管理計画に基づき ESCO 設備に必要な維持管理を自らの負担で行うものとする。事業者は、維持管理等サービス開始までの間についても、施設運営に支障のないよう維持管理するものとし、この際の維持管理に係る経費は、事業者の負担とする。

イ 事業者は、ESCO 期間の終了時に ESCO 設備の維持管理要領書を作成し、町の設備管理業務受注者等に、適切に引継ぎを行うものとする。

(9) 計測・検証に関する事項

- ① 事業者は、提案により示した省エネルギー率、光熱費削減額及び光熱費削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を町に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとする。
- ② 事業者は、計測・検証結果を町に報告し、町はそれを確認する。
- ③ 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、町は第三者に依頼して計測及び検証を行うことができるものとする。この結果が事業者によるものと著しく乖離する場合、その費用は事業者が負担するものとする。

(10) 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細協議終了後、契約締結時までに p9「9. 提示条件」に示す内容を

併せた包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成すること。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離し、町にとって不利益であると考えられる場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始するものとし、これまでの経費は優先交渉権者の負担とする。

(1) その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

10. 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

- ① 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料及び ESCO 契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。
- ② 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、町と事業者の両方で誠意をもって協議するものとする。

(2) ESCO 契約期間中の事業者と町の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、町は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 町と事業者との責任分担

① 基本的な考え方

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うものとする。

② 予想されるリスクと責任分担

町と事業者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で ESCO 提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		本町	事業者	
共通	募集要項の誤り	○		
	効果保証の未達		○	
	安全性の確保		○	
	環境の保全		○	
	制度の変更	消費税及び地方消費税の変更	○	
		上記以外の税に関するもの		○
	事業の中止・延期	本町の指示によるもの	○	
周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○	
施設建設に必要な許可等の取得遅延によるもの			○	

		本町の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・設計・工事段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	本町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	予定した補助金等が獲得できない場合	○	○
	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	用地の確保	資材置場の確保	○	○
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可	○	
	工事遅延・未完工	本町の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○
	工事費増大	本町の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
危険負担	引き渡し前に工事目的物に関して生じた障害	○	○	
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた障害		○	
支払関連	支払遅延・不能	本町の責による、支払の遅延・不能によるもの	○	
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本町の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	ESCO設備の損傷	本町の故意・過失に起因するESCO設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷		○
		上記以外のその他の原因によるESCO設備の損傷	○	○
公共施設損傷	事業者の故意・過失またはESCO設備に起因する本町の施設・設備の損傷		○	
	上記以外のその他の原因による本町の施設・設備の損傷	○		

	契約内容不適合の担保	ESCO設備に関する契約内容不適合の担保責任（契約の内容に適合しない契約不適合責任）		○
	危険負担	火災・天災・戦争などの不可抗力による本町の施設（ESCO設備以外）の損傷	○	
		火災・天災・戦争などの不可抗力によるESCO設備等の損傷	○	
計測・検証	設備の不良	ESCO設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な本町からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱費単価の変動	光熱費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本町の施設運営・業務への障害		○

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとする。

ア ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、町はそれまでに要した費用を優先交渉権者に請求できるものとする。

イ ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとする。

※ 契約締結の日から 12 ヶ月以内の日本国内における賃金水準又は物価水準の変動による ESCO サービス料の変更は行わない。

11. 契約に関する事項

(1) 契約締結時期

令和 8 年 1 0 月中旬（予定）

(2) 契約の概要

契約は、本募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、町と優先交渉権者との合意が成立した場合に締結する随意契約であり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとする。また、町と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(3) 契約不適合責任（契約書案参照）

ESCO 設備の引渡しの日から 1 年以内に、ESCO 設備の不適合箇所が発見されたときは、町の請求により、ESCO 事業者は、直ちにその補正を行わなければならない。

12. 参加表明提出書類及び作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを正副 2 部（副はコピー可）提出すること。

ア 参加表明書（様式第 2 号）

イ グループ構成表（様式第 3 号）

ウ 履行保証書（様式第 4 号）

エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

オ 会社概要（様式は自由）

カ 企業状況表(第 5 号の 1)

キ 一般建設業または特定建設業の許可証明書（写し可）又は許可通知書（写し）

ク ESCO 関連事業実績一覧表（様式第 6 号）

ケ 各資格者免許証の写し

コ 監理技術者免許証の写し

サ 商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）

シ 納税証明書（国に納付すべき「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書）

ス 印鑑証明書（所管法務局発行の証明書の正本。ただし、登録印鑑の変更をした場合には、変更後の証明書を提出すること。

※ア～カは構成員全て、キ、コは建設役割、ケは該当者が提出すること。

※グループで参加の場合、ア以外の提出書類が受付期限までに提出困難の場合は、町との協議により承諾を受けた場合はこの限りではない。

※サ、シ及びスについては、発効後 3 か月以内のものであること（写し可）。ただし、岬町入札参加資格申請済の場合は提出不要。

(2) 作成要領

ア 参加表明書（様式第 2 号）

グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第 3 号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

ウ 履行保証書（様式第 4 号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

エ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたものを全ての構成員が提出すること。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

オ 会社概要

A4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを全ての構成員が提出すること。

※設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式は自由）

カ 企業状況表（様式第5号の1）

キ 有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）

ク 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の3）

ケ 一般建設業または特定建設業の許可証明書

担当する建設工事に対応した業種の建設業法第3条第1項に規定する「一般建設業または特定建設業」の許可証明書又は許可通知書（写し）を提出すること。ただし、担当業務内容により、建設業者としての審査を受ける必要のない場合は、その旨を明示すること。

コ ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

ア) 事業件名：契約書上の正確な名称を記述すること。

イ) 発注者：発注者名を記入すること。

ウ) 受注形態：単独又はグループの別を記入すること。

エ) 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（単位：千円）

オ) 契約年月日：契約締結日を記入すること。

カ) 契約期間：契約開始及び終期を記入すること。

キ) 施設の概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること。主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、保証の有無、計測 検証の有無も明記すること。実績一覧表に記載された契約を証明できるもの（写し又は契約の判断ができる書類）を2件添付すること。

サ 各資格者免許証の写し

有資格者技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表裏）の写しを提出すること。

シ 主任技術者（監理技術者）免許証の写し

建設役割会社における主任技術者（監理技術者）免許証（表裏）の写しを提出すること。

ス その他、本ESCO事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合はその関連会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

13. ESCO 提案書類・作成要領

(1) ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類を A4 縦長ファイルに綴じたものを 11 部提出すること。

正 1 部、副 10 部とする

ア 提案書提出届（様式第 8 号）

イ 提案書（様式第 9 号から第 12 号の 4）

ウ 主要機器等の設置計画図（様式第 13 号）

エ その他参照資料等（様式は自由）

(2) 作成要領

① 一般的事項

ア 企画提案書の様式は原則として A4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは、MS 明朝 10.5 ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4 版横、A3 版横でを使用すること。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

イ 企画提案書のページ下部にページ番号を振ること。

ウ 使用言語は日本語とすること。ただし、専門用語を除く。

エ 記述内容については、明瞭かつ具体的な記述とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記述を心がけること。

オ エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下記の換算値で行うものとする。

種 別	一次エネルギー換算※1	二酸化炭素排出係数※2
電 気	8.64MJ/kWh	0.396kg-CO ₂ /kWh

※1:エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
施行規則第 4 条第 3 項による

※2:「地球温暖化対策の推進に関する法律」による電気については、電気事業者
別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)（令和 8 年 1 月 9 日公
表） 関西電力（株）基礎排出係数の値

② 提案総括表

ア 提案概要（様式第 10 号の 1）

提案する ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容について
A4 版 2 枚以内で記述すること。

イ 改修提案項目一覧（様式第 10 号の 2）

省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、
光熱費年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記述すること。ただし、こ
こで示す光熱費削減額には、現状のメンテナンス費等の付加分は見込まないもの
とする。

ウ 事業内容提案書（様式第 10 号の 3）

光熱費年間削減予定額、光熱費年間削減保証額、年間 ESCO サービス料等につい

て記述すること。

③ 技術提案書

ア 省エネルギー改修項目等説明書（様式第 1 1 号の 1）

省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容及びシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的数値的根拠等について簡潔に記述すること。

イ 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書（様式第 1 1 号の 2）

工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営 業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について、A4 版 3 枚以内で記述すること。

ウ ESCO 設備と既存設備の関係（様式第 1 1 号の 3）

導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。

エ 町内企業等の参画（様式第 1 1 号の 4）

下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、P4「5. 応募に関する留意事項(10)」に記載する町内事業者を選定する場合は、その内容を記述すること。

④ 維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第 1 2 号の 1）

A 維持管理計画

ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 2 枚以内で記述すること。

B 維持管理見積書

維持管理等サービス期間中の維持管理に要する費用と、その算定根拠を示すこと。

イ 計測・検証計画書（様式第 1 2 号の 2）

A 省エネルギー効果の測定 検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

B 計測検証費見積書

計測検証に要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

C その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば A4 版 2 枚以内で記述すること。

⑤ 運転管理計画書（様式第 1 2 号の 3）

ア 運転管理方針

ESCO 設備及び町の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、町と事業者の役

割について記述すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せてA4版1枚以内で記載すること。

イ 運営管理費見積書

運営管理に要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

ウ ESCO 設備の信頼性に関する計画書（様式第12号の4）

ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について、A4 版 3 枚以内で記述すること。

エ 主要機器等の設置計画図（様式第13号）

提案する ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）及び ESCO 設備と既設設備の取り合い計画等を示すこと（様式は自由）。

オ 削減量算出根拠一覧

省エネルギー改修項目ごとの電気について、省エネルギー改修前と省エネルギー改修後の使用量及び削減量を示すこと（様式は自由）。

カ 積算根拠資料

積算根拠を示す資料を作成すること（様式は自由）。分類としては、全体及び工事別とする。また内訳としては、機器別に台数等の数量までわかる資料とすること。

⑥ その他補足資料

提案書を補足説明する場合の様式は自由とする。また、提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については必要最小限のものに限り追加すること。

14. 審査会(プレゼンテーション)に係る電子データ等

(1) 作成要領

提案書の概要をまとめた電子データを作成すること（マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応すること）。また、応募者を特定できる会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないこと。

(2) 電子データ提出方法

CD-ROM 等に収録の上、1 枚提出すること。併せて同ファイルを印刷したもの(2 スライドを 1 ページにて表示、カラー印刷可、ホッチキス止め等可)を 10 部提出すること。

(3) 受付期限

別途通知する。

(4) その他注意事項

ESCO 提案の審査は、ESCO 提案書により行うが、本電子データによる説明も、提案の審査において参酌する。

15. 配布・閲覧資料

(1) 配布資料

提案要請書と併せて応募者に配布される資料は次のとおりとする。

- ア 令和6年度、令和7年度の月別光熱費、使用量
- イ 光熱費単価(省エネルギー計算、契約時使用単価)
- ウ 機器リスト

(2) 閲覧資料

以下の資料は、現場ウォークスルー当日のみ閲覧可能とする。各自でデジタルカメラ等を用意し対応すること。町へのコピー依頼等は、一切受け付けない。なお、各種図面等について現状と相違する部分がある場合、現状を優先する。

① 閲覧資料

- ア 図面類
- イ その他関連資料

② 閲覧期間

現場ウォークスルー当日に限る。

③ 閲覧場所

- 岬町立淡輪保育所1階事務室(予定)
- 岬町立深日保育所1階事務室(予定)
- 岬町立多奈川保育所1階事務室(予定)
- 岬町立保健センター1階事務室(予定)

16. その他注意事項

- (1) 本事業に係る情報公開請求があった場合、岬町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (2) 本プロポーザルは、財源の起債協議が整うことを前提に行う契約前準備行為であり、本業務委託における財源の起債協議が整った場合には、契約予定者と令和8年10月を目途に契約を行う。なお、起債協議が整わなかった場合は契約を行わない。契約を行わなかった場合でも、本プロポーザルに要する費用は応募者の負担とする。

17. 会議及び協議

- (1) 本業務の実施において、疑義が生じた場合又は本募集要項に定めのない事項については、必要に応じて本町と受注者双方で協議して決定する。
- (2) 受注者は、上記の会議又は協議を行ったときは、結果報告書(議事録)を速やかに作成し、町に提出するものとする。

18. 事務局(問い合わせ先)

本ESCO提案公募に係る事務局は以下のとおりとする。

- 担当窓口：岬町しあわせ創造部子育て支援課 ESCO担当
- 住所：〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000-1
- 電話：072-492-2709 FAX: 072-492-5814
- Eメール：kosodate@town.osaka-misaki.lg.jp

参 考

詳細設計及び工事施工に関して提出する書類並びに注意事項

優先交渉権者は、ESCO 契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、主に以下の書類を参考として町に提出するものとする。なお、提出方法等の詳細については別途定める。詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の各社の設計基準を明確にした上で、設計を行うこととし、町の担当者の承諾を受けなければならない。CD 案や VE 案について積極的な提案を行うこと。

1. 詳細設計

設計にあたっては、町と十分に協議し、主に次の成果品を提出する。

(1) 図面

各図面について、現況を現場調査した上で、改修の前後が分かる図面を作成し、改修箇所明示すること。また、改修工事に必要な仮設図も添付する。

ア 電気関係図

図面リスト、電灯平面図、照明器具リスト・姿図、その他必要な図面

イ その他建築等の必要な図面

ウ なお、ア及びイの図面の作成に当たっては、改修箇所を明示し、改修工事に必要な仮設図を添付のこと。

(2) 工事費内訳書

(3) 概略工程表

(4) 各種技術資料 計算書

(5) リサイクル計画書

(6) 官公庁打合記録

(7) その他必要な図面 書類

2. 工事施工時

(1) 事業者は、建設業法に規定される主任技術者（監理技術者）を設置し、施工監理を行うものとする。

(2) 事業者は、各工事の「標準仕様書」（最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「監理指針」（最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と同等程度の各社の施工基準、管理基準を明確にし、適正な施工を行うものとする。

(3) 事業者は、定期的に施工状況の報告を行うものとする。

(4) 事業者は、町が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、工事現場での施工状況の確認を行うものとする。

(5) 事業者は本業務の履行に際し、事業者の責に帰すべき事由により町または第三者に損

害を与えた場合、町に直ちに報告して原状に復すること。なお、原状に復するための費用は事業者の負担とする。

(6) 工事中の安全対策 施設管理者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うものとする。

(7) 工事施工にあたっては、以下の書類を提出し町の確認を受けること。

(工事着工時)

- ・現場代理人 主任技術者（監理技術者）届、経歴書及び資格証明書
- ・産業廃棄物収集運搬処分の契約書写し
- ・労災保険成立証明書施工計画書
- ・施工体制台帳写し及び施工体系屈写し
- ・石綿の事前調査書類一式
- ・安定器の PCB 含有の確認

(工事完成時)

- ・完成写真
- ・工程写真
- ・試験結果報告書（照度測定結果、絶縁測定結果）
- ・産業廃棄物監理票（マニフェスト）
- ・納品書、出荷証明書
- ・完成図面製本表紙 A1、A3 版各 2 部
※変更の行われた部分については設計図を訂正して完成図として提出すること。
※納入設置した機器類の仕様書についても末尾に追加添付すること。
- ・完成図の電子媒体 CD-R 1 部（JWW 形式解像度 300dpi 程度）
- ・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、各種試験成績書各種許認可書の写しなど）
各書類ともファイル綴じすること。

(8) その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを町に提出するものとする。